

令和5年9月4日

# 公 告

海上自衛隊

下総航空基地隊司令 山形 文則

海上自衛隊下総航空基地における自動販売機の設置及び経営に関する業者を下記のとおり募集します。

## 記

### 1 公募事項

海上自衛隊下総航空基地における自動販売機の設置及び経営業務

#### (1) 設置台数

- ① 飲料自動販売機  
缶・ペットボトル 5 1 台
- ② 食品自動販売機  
パン類 1 台
- ③ その他の自動販売機  
併売（飲料、食品） 1 1 台

#### (2) 設置方法等

- ① 設置方法  
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- ② 設置場所  
千葉県柏市藤ヶ谷1614番地1 海上自衛隊下総航空基地内

#### (3) 使用期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで  
(ただし、必要に応じて、一度に限り5年以内の期間で更新することができる。)

### 2 公募期間

令和5年9月4日（月）から同月20日（水）まで

### 3 募集要領等の配布（以下の期間、海上自衛隊下総航空基地ホームページに掲載）

#### (1) 期 間

令和5年9月4日（月）から同月22日（金）まで  
平日の9時から16時まで（13時から14時を除く。)

#### (2) 場 所

海上自衛隊下総航空基地隊厚生隊（担当職員：岡）  
04-7191-2321（内線：2312、FAX：2317）

- (3) 公募への参加を希望する場合は、第5項第3号による参加表明を行った上で、公募説明会に参加すること。

なお、本説明会に参加しない業者は、公募に参加できないものとする。

#### 4 応募資格

- (1) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「役務の提供等」のD等級以上若しくは同等の資格を有すること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び上記(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

#### 5 公募説明会

- (1) 日 時

令和5年9月22日（金）10時30分から

- (2) 場 所

海上自衛隊下総航空基地隊厚生センター多目的室

- (3) 参加表明

公募説明会への参加希望者（各業者2名以内）は、令和5年9月20日（水）16時までに、「公募説明会参加表明書」に必要事項を全て記入の上、第3項第2号の担当職員に持参、郵送又はFAXにより提出すること。

#### 6 その他

細部の内容は、募集要領による。